

議案第 70 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 中山桜台小学校地域児童育成会の専用棟移転について

- 1 移転時期 令和 3 年 8 月 1 日

- 2 移転先 宝塚市中山桜台 4 丁目 1 2 番 1 号（旧中山桜台幼稚園跡地）
〔敷地面積 3787.61 m²〕

- 3 移転理由 令和 4 年 4 月に予定の中山桜台小学校と中山五月台小学校の統合にあたり、中山桜台小学校地域児童育成会が利用している校舎内の部屋を教室として使用するための工事を夏季休業期間中に行うため、当該育成会を統合に先だって専用棟へ移転するもの。

- 4 施設概要
旧中山桜台幼稚園跡地にリース契約により専用棟を整備
 - (1)構造 軽量鉄骨造平屋建て
 - (2)延床面積 364.26 m²
 - (3)施設 クラブ室 3 室、給湯室兼静養室 2 室、物置 1 室、休憩室兼更衣室 1 室

- 5 建物賃貸借期間 令和 3 年 7 月 1 日～令和 10 年 2 月 29 日

- 6 契約金額 98,450,000 円（リース契約：80 月）

- 7 予算措置 令和 3 年当初予算
3 民 3 児 1 児 地域児童育成会事業 建物借上料 10,227 千円
債務負担行為（議決済分）
（仮称）中山桜台小地域児童育成会専用棟借上料
限度額 100,800 千円（令和 3 年度～令和 9 年度）

- 8 定員 80 人（統合後は 120 人）
〔中山桜台小学校地域児童育成会 80 人〕
〔中山五月台小学校地域児童育成会 40 人〕

- 9 運用スケジュール
令和 3 年度の学校夏季休業期間に中山桜台小学校地域児童育成会を専用棟へ移転し、令和 4 年 4 月 1 日からは統合後の地域児童育成会として保育を実施する予定。



中山桜台小学校地域児童育成会平面図

